

朝霞市規則第 2 5 号

朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例施行規則（令和 2 年朝霞市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 さわやか相談員の項の次に次のように加える。

S S R サポーター	1 , 5 3 0 円
-------------	-------------

別表第 1 サポート相談員の項の次に次のように加える。

S S R アシスタント	1 , 1 6 0 円
--------------	-------------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表第 1 の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る報酬から適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。